

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和8年4月27日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
国際音楽交歓コンサート2026岡山公演及び付随事業運営業務
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (3) 履行場所
岡山県環境文化部文化振興課長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札の公告の日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「5企画・製作」、小分類が「6イベント企画・運営」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 過去2年の間に都道府県等地方公共団体とイベント企画・運営事業に係る委託契約を2回以上締結し実施していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加者の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県環境文化部文化振興課
電話番号 086-226-7903
FAX番号 086-233-5720

4 入札手続等

- (1) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所
ア 期間 令和8年4月27日から同年5月8日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く）の午前9時から午後5時まで

イ 場所 3の契約条項を示す場所に同じ。
又は岡山県環境文化部文化振興課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/23/>からダウンロードする。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法

ア 期間 令和8年4月27日から同年5月8日まで（県の休日を除く）の
午前9時から午後5時まで

イ 場所 3の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 方法 持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）

(3) 仕様書の閲覧及び配布の期間及び場所

ア 期間 令和8年4月27日から同年5月8日まで（県の休日を除く）の
午前9時から午後5時まで

イ 場所 3の契約条項を示す場所に同じ。

(4) 入札参加資格要件の審査

ア 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、(5)ウの宛先に、FAXにより、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(5) 仕様書に対する質問の受付

ア 期間 令和8年4月27日から同年5月8日まで（県の休日を除く）の
午前9時から午後5時まで

イ 方法 「仕様書に関する質問・回答書」をFAXにより提出すること。

ウ 宛先 岡山県環境文化部文化振興課 FAX番号 086-233-5720

5 入札の日時、場所等

(1) 日時 令和8年5月14日 午後1時30分

(2) 場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階 用度課入札室

(3) 提出方法 持参（郵送、ファックス、メール等による入札は認めない。）

(4) その他

ア 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。

イ 入札書の記載方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 入札の無効

この公告に規定する入札参加資格のない者のした入札、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札、その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 契約書の作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。